## 平成29年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票<意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年2月末時点における対応状況
					内容	内容
14	地域創生部 地域創生課	施設共通	資産(価値)保全のための 保険の利活用	他施設から借り入れる物品や入場者等については、保険に加入しているが、収蔵品については、保険料の見積りも取得されておらず、保険加入の是非が検討された証跡は認められなかった。 リスクヘッジの観点から、保険加入の必要性、保険料の多寡や加入範囲等について十分に検討を行う必要がある。	保険加入の必要性について、保険料の多寡や加入範囲等、引き続き	美術館・博物館では、美術品等を収集し、適切に保管し、展示することを第一として業務を行っており、収蔵品の保管管理に万全を期している。 各施設の収蔵品に関する保険加入については、費用や加入範囲等を含めて必要性を検討する。
59	地域創生部 文化振興課	近代美術館	施設所有(管理)者賠償責 任保険の締結	他館から借りている作品等は損害保険に加入しているが、多くの収蔵品は損害保険の対象となっておらず、その評価額は合計43億3355万6748円である。 火災や地震のリスクを回避するため、本施設が施設所有(管理)者賠償責任保険等の契約を締結する必要性を検討すべきである。	保険加入については、各館共通の課題として、費用や加入範囲等を含めて必要性を検討する。	保険加入については、各館共通の課題として、費用や加入範囲等を 含めて必要性を検討する。
69	地域創生部 文化振興課	近代美術館	利用価値のない物品の処 分・所在不明品の管理	平成13年度監査において、利用価値のない物品の処分をするよう提言されていたが対処されておらず、また、台帳に現物の存在が確認できないものも少なからず存在する。 利用価値のないものは処分し、所在不明品は帳簿上も存在が確認できる物品とは別管理とすることが望ましい。	所在不明品については、複数年、捜索し、それでも発見できなかったも	不要物品のうち、プロパン焼窯など産業廃棄物については、令和3 年度当初に処分業者に委託し、台帳から削除したい。
94	地域創生部 文化振興課	館林美術館	入場券の前売りの検討		各館共通の課題として検討を進める必要があるが、当館としては企画 展に係る広報について、新聞・テレビ・ラジオ等の既存媒体のほか、ポスターやチラシ、SNS等を活用し計画的に情報発信に取り組んでいる ため、前回調査時から記載内容に変更なし。	令和3年度から一部の施設でキャッシュレス決裁を導入予定であることから、今後オンラインチケット販売の導入と併せて、前売り販売についても各館共通の課題として検討する。
103	地域創生部 文化振興課	歷史博物館	施設所有(管理)者賠償責 任保険の締結	収蔵品には一切損害保険はかけていないが、県民の財産を預かって おり、かつ、火災や地震のリスクは看過できないことから、重要品に 限ってでも損害保険等の保険契約を締結する必要はないのか、少なく とも検討の必要がある。	保険加入については、各館共通の課題として、費用や加入範囲等を含めて必要性を検討する。	保険加入については、各館共通の課題として、費用や加入範囲等を 含めて必要性を検討する。
107	地域創生部 文化振興課	歴史博物館	収蔵品に係る情報の登録	収蔵品管理システムに収蔵品の貸出履歴等を登録しておらず、当該 情報は紙ベースで管理しているが、業務上非効率であり、また、システムに登録した方が情報共有も行いやすい。 今後は、収蔵品の貸出履歴等も収蔵品管理システムに登録すること が望まれる。	現品確認実施計画書に基づく現品実査と台帳整備を進め、収蔵品管理システムへのデータ移行を令和6年3月までに完了した。 収蔵品の情報について、企画展や収蔵品展で展示した場合は入力するようにした。令和7年4月からは、貸出資料についても履歴を入力し資料管理を進める。	
109	地域創生部 文化振興課	歴史博物館	収蔵庫の整理整頓	棚におさまらない収蔵品、段ボールに保管されたままの荷解きがなされていないものが散見された。 収蔵品の劣化を防ぐためにも、収蔵庫の整理を外注するなどして一刻も早く整理整頓し、収蔵品の保管を適切な状態にすべきである。	令和2年度段階で未着手の部門(歴史部門・民俗部門)について、床置き資料(大型品を除く)は棚に収納し、段ボールに入ったままの文書は専用の文書収納箱等への入れ替え作業を完了した。民俗収蔵庫については専用箱への入れ替え作業を継続している。特別収蔵庫1のフロアに仮置きしていた270箱については、再整理を終え、令和7年3月に配架を完了した。	
131	地域創生部 文化振興課	土屋文明記念文 学館		館所有の収蔵品に関して動産保険に加入していない。過去に見積りを とった形跡はなく、かかる費用を具体的に想定しないまま感覚的に高 そうであるという判断は妥当でない可能性もある。 複数のパターンで見積りをとって、まずはリスクヘッジのコストを把握し ておくべきである。	収蔵品の保険加入については、加入範囲や予算確保の方法等も含め、各館共通の課題として検討する必要があるため、前回調査時から記載内容に変更なし。	保険加入については、各館共通の課題として、費用や加入範囲等を 含めて必要性を検討する。
149	地域創生部 文化振興課	県民会館	附属設備及び備品の利用 申請	現在の規定では、附属設備及び備品の利用申請や変更は、原則として予定日の3日前まで申請しなければならないが、当日にならなければ必要性の判断がつかないものもあるため、実際には例外規定により、利用当日に行われている。 原則と例外が入れ替わっているため、実情に合わせ、附属設備及び備品の利用申請及び変更は、利用当日まで認めることができるよう、規則及び要領の規定内容を変更すべきである。	当施設については引き続き今後のあり方を検討している。 規則等の改正の必要性についてもその中で総合的に検討していく。	当施設が「県有施設のあり方見直し」対象施設に選定され、現在今後のあり方を検討している。 規則等の改正の必要性についてもその中で総合的に検討していく。

1

## 平成29年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票<意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年2月末時点における対応状況
					内容	内容
180	地域創生部 文化振興課		自主事業についての収支 計画	収支計画における支出の一部の費目(人件費、消耗品費等の事務 費、維持管理費)について、指定管理業務に関するものと自主事業に 関するものが区別されておらず、自主事業にはこれら経費が按分され ていない。経済性や効率性のチェックの必要上、実績値で適正な按分 計算がなされることを前提に収支計画を作成すべきである。	7-1	予算上の支出経費は指定管理者事業と自主事業の区分に明確に 分かれている。 人件費について、指定管理者事業と自主事業を適正に按分計算・管 理を行い収支計画を作成する。
183	地域創生部 文化振興課		仮予約の有効期限につい て	仮予約についての規程がなく、仮予約の有効期限が定められていないまま運用されており、仮予約の長期化などの混乱を招く恐れがある。 仮予約について規定するとともに、電話での仮予約が可能であること や仮予約の有効期限も明記する必要がある。	他のホールの状況を確認するとともに、仮予約の取扱いに係る内規の 整備を検討する。	他のホールの状況を確認するとともに、仮予約の取扱いに係る内規の整備を検討する。
210	地域創生部スポーツ振興課	総合スポーツセ ンター(ALSOK ぐんま総合ス ポーツセンター ほか)	備品管理シールについて	備品に貼付すべき備品管理シールが一部剥がれ落ちているものや、 貼付場所が適切でないものが散見された。適切な貼付場所に貼付し、 または剥がれ落ちないよう補強するとともに、剥がれ落ちたものが発 見された場合には直ちに貼り直す等、対策が必要である。	指定管理者から備品管理シールが剥がれているとの報告があったものについては、シールを再作成し、貼り直している。物品数が多く、一度に全部の備品を確認するこが困難であることから、令和2年度から順次対応している。令和6年度は弓道場、サブアリーナ、テニスコートを実施予定である。	指定管理者から備品管理シールが剥がれているとの報告があったものについては、シールを再作成し、貼り直している。物品数が多く、一度に全部の備品を確認するこが困難であることから、令和2年度から順次対応している。今年度はアイスアリーナ、武道館の確認を行ったところであり、令和3年度にアリーナ、本館、サブアリーナを実施する予定である。
210	地域創生部スポーツ振興課	総合スポーツセンター(ALSOK ぐんま総合スポーツセンター ほか)	備品の整理	故障したものや使用していない物品が、一部台帳に残存し、物品として 残っているものがあるため、改めて見直しを行い、適宜廃棄するなど 整理が必要である。	指定管理者から故障した物品等の報告があったものについては、適宜 廃棄するなど整理を進めている。 物品数が多く、一度に全部の備品を確認するこが困難であることか ら、令和2年度から順次対応している。 令和6年度は弓道場、サブアリーナ、テニスコートを実施予定である。	指定管理者から故障した物品等の報告があったものについては、適宜廃棄するなど整理を進めている。 物品数が多く、一度に全部の備品を確認するこが困難であることから、令和2年度から順次対応している。 今年度はアイスアリーナ、武道館の確認を行ったところであり、令和3年度にアリーナ、本館、サブアリーナを実施する予定である。
247	地域創生部スポーツ振興課	ライフル射撃場	屋根設置の必要性について	10メートル射撃は、大会規定上屋内でなければならないところ、本施設では当初屋外であったものに屋根を作成し、屋内とみなして運用している。屋内とみなす運用が大会運営上今後も通用するとは限らず、県が重要視している国体で競技場として認められない可能性がある。50メートル射撃は屋外であり、紙標的を使用している関係上、雨が降ると紙がしけり、標的の使用に支障が生じる。ただし、電子標的への移行が進めば、事情が変わる可能性もあるので、他の課題との関係で優先順位を考慮しつつ、整備を進めていくことが望ましい。		「県有施設のあり方見直し」の対象施設であり、県の最終報告に基づき、対応を検討する。
247	地域創生部 スポーツ振興課	ライフル射撃場	電子標的への移行について	本施設は、電子標的を導入しておらず、紙標的であるが、全日本ライフル射撃協会の競技ルール基準を満たしていないことや、国体を含めた大会実施、県内競技者の育成等のためには、電子標的を導入することも検討課題とすべきである。また、雨や水海で紙標的が使用できない等利用者に不便を来す結果となっていることから、雨漏り修繕と併せて検討し、合理的な結論を出すべきである。		「県有施設のあり方見直し」の対象施設であり、県の最終報告に基づき、対応を検討する。
257	地域創生部スポーツ振興課	ライフル射撃場	環境汚染対策としての調査 の必要性	当該弾に含有する鉛の環境汚染問題に関して、本施設周辺には集落 も水もなく調査の必要性が低いことなどから、これまで特段の調査は 行われていない。 的場付近に鉛弾が残ることがすなわち鉛汚染ではないが、射撃場の 鉛問題に関しては、環境省もガイドラインを整備しており、問題化され ているため、取り壊す等の事態となった場合には、精密な調査が必要 となる。	現時点において取り壊し等の予定はないが、 必要になった場合には、環境省ガイドラインに則った調査を実施する。	「県有施設のあり方見直し」の対象施設であり、県の最終報告に基づき、対応を検討する。 必要になった場合は、環境省ガイドラインに則った調査を実施する。